

市第18号議案

平成21年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

平成21年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,626,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

提 案 理 由

港湾施設整備費貸付金を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市 債		2,046,000 ^{千円}	1,360,000 ^{千円}	3,406,000 ^{千円}
	1 市 債	2,046,000	1,360,000	3,406,000
歳 入 合 計		4,266,104	1,360,000	5,626,104

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 4,266,104	千円 1,360,000	千円 5,626,104
	3 港湾施設整備費 貸付金	466,000	1,360,000	1,826,000
歳 出 合 計		4,266,104	1,360,000	5,626,104

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費金	千円 466,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成21会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0 以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 1,826,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成21会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0 以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,046,000				3,406,000			